

プレミアム付き商品券に関するお知らせ！

プレミアム付き商品券とは…？

消費税・地方消費税の10パーセント引き上げに伴い、所得の少ない方（住民税非課税の方）や、乳幼児のいる子育て世帯の方などの消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付き商品券の販売を行います。

購入対象者：①令和元年度の住民税が課税されていない方（※1）

②年齢が3歳未満のお子さま（※2）がいる世帯の世帯主の方

※①と②の両方が対象の方は、**両方の条件で購入可。**

交付方法：①は平成31年1月1日時点、②は6月1日時点で住民票がある市区町村から購入引換券が交付されます。

（※1）課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（配偶者や扶養されている方など）や生活保護の受給者などは対象外となります。

（※2）平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれたお子さま。

問い合わせ先 役場経済課 商工観光振興係 ☎68-2211（内線322）

プレミアム付き商品券の概要

販売単位：1セット5,000円分ずつ

割引率：20パーセント

購入限度額（下記2つともに販売額：2万円）

左記①の該当者…1人につき2万5,000円分

左記②の該当者…対象児童1人につき2万5,000円分

使用可能期間：10月～令和2年3月

商品券使用可能店舗：利根町内の対象店舗

その他：詳細につきましては、確定次第随時お知らせいたします。



利根町農作業標準賃金のお知らせ

令和元年度の農作業標準賃金が左記のとおり決定いたしました。この表はあくまでも農作業賃金の目安ですので、実際には当事者の話し合いにより決定してください。



問 農業委員会事務局（役場経済課内）
☎68-2211（内線323）

作業別・種別		金額	
臨時雇	賃金	田植え補助	8時間 8,000円
		稲刈り補助	7,000円
動力作業 (10a当り) ※動力機の燃焼代は請負者負担となります。	田耕起	トラクター	1番耕起 4,000円 2番耕起 3,000円
	水田代かき	トラクター	7,000円
	田植え	請負者苗持ち	22,000円
		請負者苗なし	8,000円
	稲刈り	コンバイン (倒伏などの条件による)	18,000円～22,000円
		畦塗り	100m当り 3,000円
	畑耕起	トラクター	4,300円
	乾燥調整(粉すり含む)		60kg当り 1,800円
	育苗		1箱当り 750円
	稲刈りから乾燥調整(粉すり含む)		31,000円～35,000円

利根町農業委員および農地利用最適化推進委員が決定されました！

平成31年4月～令和4年3月までの農業委員および農地利用最適化推進委員は、下記のとおり決定されました。

農業委員とは…！

主に農地の売買や賃貸借の解約および農地転用などの審議を行います。

農業委員会新役員

会長	職務代理者
宮本忠夫	菊地一郎

農業委員担当区域一覧

氏名	担当区域
宮本忠夫・杉野壽一	文
小倉美代子・高橋和子	布川
菊地一郎・石塚梢	文間
古谷正昭・杉山操	東文間

※農地に関するご相談は、利根町農業委員会事務局、または各担当区域の農業委員・農地利用最適化推進委員までご連絡ください。

農地利用最適化推進委員とは…！

農地利用の集積・集約化および遊休農地の解消などの業務を行います。

農地利用最適化推進委員担当地区一覧

氏名	担当地区
杉山博康・湯原明	羽根野、上曾根、下曾根
六本木孝・岡野竜也	早尾、大平、横須賀、下井、押付新田、中田切
中川勇・中村豪行	押付本田、上柳宿、三番割、羽中
豊嶋久男・白井弘一	内宿、浜宿、馬場、中宿、布川台、八幡台、谷原、下柳宿
大野秀一・川村進一	奥山、押戸、大房、立木
山中敏雄・野村信一	福木、中谷、立崎、加納新田、惣新田、東奥山新田

商工会だより

青色申告をはじめてみませんか？

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

青色申告の主な特典

青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでおり、下記帳簿を記帳している方は、最高**65万円**を所得金額より差し引くことができます。

帳簿の種類	控除金額
正規の簿記※1	65万円
簡易な帳簿※2	10万円

※1…一般的には「複式簿記」が該当します。
※2…「現金出納帳、売掛帳」などが該当します。

青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度などに照らして適正な金額である場合には、**その支払った金額を必要経費に算入することができます。**

※「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

純損失の繰り越しと繰り戻し

事業から生じた純損失の金額を、**翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます。** また前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰り越しに代えて、その損失額を**前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けられることもできます。**

【青色申告をするためには…】

- 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、所轄税務署に申請書を提出する必要があります。
- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

募集要項

日時 9月29日(日) 午前10時～午後3時30分
※雨天の場合は、稲刈り体験のみ中止します。
場所 利根町生涯学習センター駐車場(利根町大字中谷967番地)
対象者 親子で参加できる方 ※子どもは小学生以上
募集人数 親子30名程度
参加費 1人100円(当日徴収)
申し込み方法 お電話にてお申し込みください。
締め切り日 8月30日(金) 先着順で定員になり次第終了

問い合わせ先・申し込み先 役場経済課 ☎68-2211（内線325）

稲刈りがまを使って稲刈りを体験してみませんか。
当日は、稲刈りの体験後、収穫したお米が製品になるまでの一連の作業を見学していただきます。利根町産新米試食のほか、利根町産新米をプレゼントいたします。
ご家族でのご参加お待ちしております。

「親子稲刈り体験」の参加者募集